

諮問第 18 号

兵庫県環境審議会

瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画の変更について（諮問）

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画の変更について、諮問します。

令和 4 年 6 月 14 日

兵庫県知事 齋藤 元彦



（諮問理由）

豊かで美しい瀬戸内海の実現を目指し、「栄養塩類の排出規制一辺倒からきめ細やかな管理への転換」、「藻場の再生・創出の取組の推進」、「海洋プラスチックごみ発生抑制対策の推進」、「気候変動の観点を基本理念に追加」の 4 つを柱とする改正瀬戸内海環境保全特別措置法が令和 3 年 6 月に公布され、同法第 3 条に基づく瀬戸内海環境保全基本計画が令和 4 年 2 月に変更された。

そこで、同法及び同基本計画に盛り込まれた新たな課題へ対応するため、策定中の「兵庫県栄養塩類管理計画」も踏まえ、同法第 4 条に基づき策定する兵庫県計画に定めるべき目標、目標達成のための基本的な施策等の基本的事項について意見を求める。